

平成 26 年経済センサス－基礎調査の概要

1 調査の目的

事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を整備するとともに、我が国の事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施

3 調査の対象

以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業

- ・ 日本標準産業分類大分類 A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

4 調査事項

調査には、甲調査と乙調査があり、それぞれ以下の事項を調査しました。

(1) 甲調査

ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 開設時期
- (オ) 従業者数
- (カ) 事業の種類
- (キ) 業態
- (ク) 単独事業所・本所・支所の別
- (ケ) 年間総売上（収入）金額

イ 企業に関する事項

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 法人全体の常用雇用者数
- (サ) 法人全体の主な事業の種類
- (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号
- (ソ) 年間総売上（収入）金額

(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

5 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在

6 調査の流れ

調査は、我が国全ての事業所及び企業を対象としており、「甲調査」及び「乙調査」の 2 種類からなっています。

甲調査は、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所を、乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所を対象として、それぞれ以下の流れで実施しました。

(1) 甲調査

- ア 調査員調査
総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員－民営事業所
- イ 本社等一括調査
総務大臣－民営事業所
総務大臣－都道府県知事－民営事業所
総務大臣－都道府県知事－市長－民営事業所

(2) 乙調査

- ア 国による調査
総務大臣－調査事業所
- イ 都道府県による調査
総務大臣－都道府県知事－調査事業所
- ウ 市町村による調査
総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

7 調査の方法

調査は、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行いました。

(1) 甲調査

- ア 調査員調査
単独事業所及び新設事業所を対象とし、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行いました。
- イ 本社等一括調査
国内に傘下支所事業所を有する本社等を対象とし、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

(2) 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査票を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行いました。